

感染症における偏見・差別を乗り越えるために

2023/11/8

弁護士 中山 ひとみ

1 今回の感染症に関する偏見・差別、誹謗中傷（差別的言動）

- 1) 感染者のみならず、その家族、所属していた学校や団体までが差別的言動の対象になった。
- 2) 感染症の治療に携わる医療従事者やその家族が対象となった。
- 3) SNSによる差別的言動による被害

2 差別的言動のもたらす危険性

- 1) 社会の分断
- 2) 発熱など自覚症状があっても差別的言動を恐れて検査・治療を回避
- 3) 医療従事者が差別されることによる診療活動への影響
⇒ 公衆衛生上の危機

3 平時からの取り組み

- 1) 偏見・差別等の防止等に向けた注意喚起・啓発・教育の強化
 - ・学校教育での取り組み
 - 禁止だけでなく、相手方の痛みを我がものとして想像できる力を育てる。
 - Cf. いじめ防止対策推進法

2) 感染症に関する正しい知識の普及

- ・誰でも感染する可能性があること
- ・感染源の特定は往々にして不可能なこと
- ・感染者は加害者ではなく被害者であること

3) 差別的取扱、誹謗中傷等を禁止する旨の条例制定

4) 相談体制の強化、特にSNS等における誹謗中傷への対応

5) 悪質な行為には法的責任が伴うことの市民への周知

6) 感染者を出したときの対応の準備

7) 関連法令の見直しや検討

4 ワクチンに関する差別偏見の問題の検討

- ・未接種者に対する差別
- ・ワクチン接種証明の取り扱いをめぐる差別

感染症における偏見・差別を乗り越えるために 2

5 有事の取り組み

- 1) 相談窓口の設置（自治体、法務局、弁護士会等）と連携
- 2) 保育所、高齢者施設などへの感染対策等の支援
- 3) 地方自治体や専門家等による情報発信
- 4) 差別は許さないというメッセージ等の発出による応援
 - ・ 行政のトップによる励まし
 - ・ 一般市民の応援

6 公表基準の問題

- ・ 感染症法16条1項 感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。

2項3項 都道府県と市町村の間の情報共有

4項 情報の公開に当たっては個人情報の保護に留意しなければならない。

- ・ 「まん延防止に資する」適切な公表基準の早期設定

7 メディアの役割と期待

- 1) 感染症を克服するためにはメディアの力が不可欠
 - ・ 正しい感染症の知識の普及
 - ・ デマや偽情報のファクトチェックと正しい情報の普及
- 2) センセーショナルな報道は差別の引き金にもなる。

8 感染に強く、暖かい社会に向けて

- ・ 感染者が安心して治療を受けられ、快復した人は安心して職場や地域社会に復帰できるような社会
- ・ 医療現場で新しいウイルスに立ち向かっている医療従事者に対して応援できる社会

(参考) 偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ
これまでの議論のとりまとめ

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/henkensabetsu_houkokusyo.pdf